

# こども医療費助成制度を 拡充します

	助成方法		所得制限
	未就学児	小中学生	
平成29年9月 診療分まで	現物給付	償還払い (診療月ごとに1,000円の自己負担金あり)	あり
平成29年10月 診療分から	↓ 現物給付(自己負担金なし)		↓ なし

【助成方法について】…未就学児・小学生・中学生ともに「現物給付」となります。

現物給付とは、「受給資格証」と「福祉医療費請求書(ピンク色の用紙)」を医療機関等の窓口で使用することで、医療費の支払いに代えることができる方法です。0歳は県内、1歳以上は市内の医療機関等で使用できます。それ以外の医療機関等で受診された場合は、一旦医療費をお支払いいただいた後、富山市に請求する方法(償還払い)となります。

【対象となる医療費】…保険診療の自己負担分(食事療養費は除く)

次の医療費には、福祉医療費請求書(ピンク色の用紙)は使用しないでください。  
保険診療のうち、

- ・学校や保育所等の管理下における災害により、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用された医療費
- ・ひとり親家庭等医療費助成制度、重度心身障害者医療費助成制度の対象となる医療費
- ・ご加入の健康保険から支給される高額療養費や附加給付金の額に相当する医療費  
(入院等で医療費が高額になる場合には、「限度額適用認定証」を福祉医療費請求書と併せてご利用ください。  
「限度額適用認定証」については、ご加入の健康保険にお問い合わせください。)

助成を受けるためには、事前の受給資格登録が必要です。

### 《事前の受給資格登録が必要な方》

- ・平成29年6月中に申請書を送付しますので、期限までに申請書の提出をお願いします。
- ・平成29年5月16日以降に住居登録をされたお子様は、住居登録のお手続きと併せて「富山市こども医療費受給資格登録申請」をしていただきます。

◎次の方は事前の受給資格登録は不要です。

平成29年5月15日現在、受給資格証をお持ちの方 (有効期間が平成29年9月末日までのもの)	平成29年9月中に新しい「受給資格証」及び「福祉医療費請求書」を送付します。	印字内容をご確認いただき、変更が必要な場合は届出てください。
平成26年10月1日から平成29年5月15日までに償還払いの申請をしたことがある小中学生(※注)	平成29年6月中に「受給資格証」及び「福祉医療費請求書」を送付します。	

(※注)養育者の所得が、富山市こども医療費助成制度の所得制限限度額を超過している等の理由で、事前の受給資格登録が必要となる場合がありますので、ご注意ください。



受付窓口 こども福祉課、各行政サービスセンター、各地区センター(中核型含む)、とやま市民交流館(CiC3階)

(お問い合わせ先)

富山市こども家庭部こども福祉課 TEL443-2249

大沢野行政サービスセンター地域福祉課 TEL467-5830 大山行政サービスセンター地域福祉課 TEL483-1214  
八尾行政サービスセンター地域福祉課 TEL455-2461 婦中行政サービスセンター地域福祉課 TEL465-2114